USPTO、不正な出願手続きについて注意喚起

2024年10月7日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

USPTOは、10月2日、第三者による電子署名の不正利用があったとして、USPTOに係属中の3,100件の特許出願手続きを中止したと発表した[1]。
今般の不正行為は、極小事業体の証明書に同一の電子署名が多数利用されていたことから発覚した。

USPTOへの出願手続きにおいては、本人確認のために電子署名を利用することができるが、「S-Signature」と呼ばれる電子署名の不正利用があったと報告されている。S-Signatureは、特許規則で認められている署名形式であり、氏名の前後を「/」で囲むこととされている。
USPTOは、署名の真正性を確認するために、手続きを行う者に対して証拠の提出を求めることができる。USPTOを欺く、規則を回避するといった不正な目的で書類を提出した者に対しては、制裁が与えられる旨も特許規則に定められている。

USPTOのVidal長官は「今般の大規模な不正行為は、規則に従う義務を負っていることを代理人に再確認させ、不正が疑われる手続きへの注意をUSPTOに喚起させるものである。また、本件は、出願人に対しても、代理資格を有する実務家にUSPTOへの手続きを依頼しなければならないことを注意させるものである。不正行為の防止は、全ての出願人がUSPTOへの手続きを理解するとともに、全ての実務家が自らの資格を守る行動を行い、一丸となって取り組むべきものである」と発言している。

また、USPTOは、9月27日に、ニュースレターにおいて、商標出願手続きの代理人資格が他者によって盗用されていないか、実務家に確認を依頼している。代理人資格の盗用は、米国外の出願人に対して、米国の代理人による代理手続きを求めている商標規則の回避を目的として行われていると考えられている。USPTOによれば、その回避行動の態様は変容しつつある模様である。

実務家には、身に覚えのない商標出願がないかを商標検索により確認すること、そして、不正な出願があった場合にはUSPTOに通報することが求められている。USPTOは、不正な手続きを行った者に対して、USPTOへの電子出願等で利用できるアカウントの停止措置などを行う方針を示している。
また、USPTOは、商標代理人の氏名が詐欺行為に悪用され得ることについても併せて注意喚起を行っている[2]。

（以上）

[1] USPTOが報告したレター
[2] https://www.uspto.gov/trademarks/protect/recognizing-common-scams